

議案第62号 交野市地酒等による乾杯を推進する条例の制定について

議案書41P～42P

1. 条例制定の目的

本市で製造等される日本酒その他酒類及び清涼飲料水（以下「地酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地酒等の普及を通じた地域産業の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目的とする。

2. 条例の内容

目的（第1条）及び市、事業者、市民の役割（第2条～第4条）並びに、個人の嗜好等への配慮（第5条）について規定する。

乾杯を強制したものではなく、あくまでも本市の基本的な考え方や姿勢を示した理念条例である。

3. 施行期日

公布の日から施行

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

議案の 件名	議案第62号 交野市地酒等による乾杯を推進する条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
○条例の内容については、目的及び市、事業者、市民の役割並びに個人の嗜好等への配慮について規定する。 ○乾杯を強制したものではなく、あくまでも本市の基本的な考え方や姿勢を示した理念条例である。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
○本市で製造等される日本酒その他酒類及び清涼飲料水（以下「地酒等」という。）による乾杯を推進することにより、地酒等の普及を通じた地域産業の活性化及び郷土愛の醸成に寄与するため。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
○「大阪産酒類推進協議会」及び「市内酒販事業者」から本市において、古来より日本酒の酒蔵が2軒立地しており、また、新たに1軒のクラフトビールの醸造所が立地したことから大阪府に先駆けて乾杯条例の制定に向けた取組についての要望があり、さらに本市の産業振興基本計画の趣旨にも合致するものであるため。		まちづくりの目標	目 標	4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	1 7 観光・魅力発信			
		施策	施 策	2 地域の魅力発信			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称	第二次交野市産業振興基本計画				
		策定年度	令和5年度末				
		計画期間	令和6年 4月1日 ～ 令和10年 3月31日				
<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		〈政策等の実施時期〉					
パブリックコメントを実施（令和6年7月16日 ～ 令和6年8月14日）		公布の日					
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		総務部	地域振興課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （参考資料）			